



届出施設

用途	項	施設の種類	対象となる施設
塗装	7	イ	吹付塗装施設 排風機の能力が100m ³ /min以上のもの
		ロ	乾燥・焼付施設 排風機の能力が10m ³ /min以上のもの

規制基準

用途	施設の種類	規制基準											
塗装	吹付塗装施設	次のいずれかに該当すること ① 燃焼式処理装置もしくは吸着式処理装置又はこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。 ② 使用される塗料に含まれる有機溶剤の含有率が、使用時において下表に定める値以下であること。											
	乾燥・焼付施設	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>用途</th> <th>含有率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">塗装事業者</td> <td>1 木製及びプラスチック製 機械器具又は金属製品の塗装 (部品の塗装を含む)</td> <td>60%(重量費)</td> </tr> <tr> <td>2 「1」以外</td> <td>60%(重量費)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>塗装事業者以外</td> <td>60%(重量費)</td> </tr> </tbody> </table>		用途	含有率	塗装事業者	1 木製及びプラスチック製 機械器具又は金属製品の塗装 (部品の塗装を含む)	60%(重量費)	2 「1」以外	60%(重量費)		塗装事業者以外	60%(重量費)
			用途	含有率									
塗装事業者	1 木製及びプラスチック製 機械器具又は金属製品の塗装 (部品の塗装を含む)	60%(重量費)											
	2 「1」以外	60%(重量費)											
	塗装事業者以外	60%(重量費)											